

美吉野園訪問介護ステーション

高齢者・障がい者（児）を問わず、住み慣れた地域で、ご利用者が安らぎと幸せを感じながら、笑顔で日常生活を送って頂けるように努めます。

美吉野園訪問介護ステーションでは、専門の知識と技術を持ったホームヘルパーが、ご利用者の生活サイクルや身体機能を見極め、それぞれの方に適した柔軟な介護を行うよう心がけております。

サービス内容

身体介護（介護保険法・障がい者総合支援法）

食事、排せつ、入浴、清拭介助等を行います。

生活援助（介護保険法・障がい者総合支援法）

買い物、調理、掃除、洗濯等に関わる介助を行います。

通院介助（介護保険法、障がい者総合支援法）

通院先の受診等の手続き・移動等の介助を行います

相談、助言、情報提供（介護保険法・障がい者総合支援法）

生活上の不安や介護に関するご相談、さまざまな情報をご提供致します。

重度訪問介護（障がい者総合支援法）

重度の障がい者に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。

行動援護（障がい者総合支援法）

行動に著しい困難を有し、常に介護が必要な方に必要な介助や外出時の移動補助などをします。

同行援護（障がい者総合支援法）

視覚障害により、移動が困難な方に、移動の援護や外出の補助などをします。

移動支援（障がい者総合支援法）

（各市町村が定めた移動支援事業）

移動することが困難な方が、充実した日常生活を営むことができるよう社会参加等に必要な外出時の支援を行ないます。

※介護保険法、障害者総合支援法が適応されたサービスでは保険のご契約者以外の方に関するサービスを行うことは出来ません。また、医療行為に当たるサービスも法律で禁止されています。

営業日・時間

営業日	年中無休
営業時間	午前 8 : 30 ~ 午後 5 : 30
サービス提供時間	午前 7 : 00 ~ 午後 10 : 00 まで